亀山市告示第34号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項 の規定により地縁による団体の告示事項変更の届出があったので、 同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年3月3日

亀山市長 櫻 井 義 之

- 1 変更があった地縁による団体の名称 御旅町自治会
- 2 変更があった事項及びその内容

## (1)区域

変更前 亀山市関町新所1304番地、1315番地から 1316番地、1318番地、1321番地1から 1322番地、1324番地、1326番地1から 1327番地2、1329番地、1333番地から 1 3 3 4 番地、1 3 3 7 番地から1 3 3 9 番地、 1343番地、1345番地から1346番地1、 1352番地から1352番地1、1454番地、 1502番地、1502番地2、1502番地4、 1510番地、1516番地1、1539番地2、 1545番地1、1577番地、1621番地、 1629番地1、1631番地から1632番地、 1635番地2から1636番地、1639番地、 1644番地から1645番地1、1649番地、 1653番地2、1664番地から1666番地、 1670番地、1672番地から1673番地 亀山市関町木崎782番地

変更後 亀山市関町新所1304番地1、1315番地から 1581番地まで、1605番地1から1605番地 13まで、1618番地から1675番地5まで、亀 山市関町木崎782番地、

(2) 主たる事務所の所在地変更前 亀山市関町新所1641番地変更後 亀山市関町新所1321番地1

(3) 規約に定める解散の事由変更前無

変更後 この会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。

- 3 変更の年月日令和2年9月16日
- 4 変更の理由
- (1)区域 区域の見直しを行ったため。
- (2) 主たる事務所の所在地 主たる事務所を公民館から会長宅としたため。
- (3) 規約に定める解散の事由 解散の事由を見直したため。